

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

ビワイチ推進基本方針(案)

～誰もが楽しめるビワイチをめざして～

令和4年(2022年) 10月
滋 賀 県

目次

26	
27	
28	はじめに.....P.3
29	
30	
31	第1章 基本的事項
32	
33	1 策定の趣旨.....P.5
34	
35	2 位置づけ.....P.5
36	
37	3 期間.....P.5
38	
39	4 その他.....P.5
40	
41	
42	第2章 ビワイチの動向等
43	
44	1 現状.....P.6
45	
46	2 課題.....P.9
47	
48	
49	第3章 ビワイチ推進施策の方向性
50	
51	1 ビワイチのめざすべき姿.....P. 14
52	
53	2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項.....P.14
54	
55	3 ビワイチ推進施策の内容.....P.15
56	
57	4 ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組.....P. 24
58	
59	
60	
61	

62 はじめに

63

64 令和2年(2020年)1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外
65 ともに人の往来が抑制され、観光入込客数が激減しました。一方で、人々の自然志向や
66 健康志向が高まり、密を避け、環境にも配慮した持続可能な観光の取組のひとつとして、
67 世界的にもサイクルツーリズムへの関心が高まっています。

68

69 このような中、本県では、自然と歩みをそろえゆっくり丁寧に暮らしてきた滋賀の時
70 間の流れや暮らしを通して心のリズムを整えるツーリズムを「シガリズム」とし、滋賀
71 の魅力を体験、体感していただける旅を推進しており、そのトップコンテンツとして「ビ
72 ワイチ」を位置付けています。「ビワイチ」は、サイクリングで風を切って湖岸を走る
73 爽快感、充実感を楽しむとともに、自分のペースで県内の豊かな自然や神社仏閣、景勝
74 地等をゆっくりと巡ることもできます。また、環境にもやさしく、体への負担も少ない
75 健康づくりのツールとなるなど、ビワイチの推進は、これからの人々のニーズに応じた
76 重要な取組といえます。

77

78 「ビワイチ」の呼称は、「琵琶湖一周」の略称から始まったとされています。イン
79 ターネット上では平成13年(2001年)に一番古い表記が見られ、自転車もしくはバイ
80 ク(自動二輪)での琵琶湖一周にも用いられていました。現在も、自転車、バイクのほ
81 か、ランニング、ウォーキング、ドライブ、鉄道(琵琶湖線・北陸線・湖西線)、バスな
82 ど、さまざまな方法の「琵琶湖一周」に「ビワイチ」の呼称が用いられ、多くの方々に
83 親しまれています。

84

85 平成27年(2015年)頃からは、全国的な自転車ブームに加え、県内様々な団体の魅
86 力発信等の取組により自転車で琵琶湖を周遊するサイクリングを楽しむ機運が盛り上
87 ったことから、本県は自転車による「ビワイチ」サイクルツーリズムを本格的にスタ
88 ートさせました。このような背景のもと、自転車で琵琶湖を一周する「ビワイチ」の人
89 気が高まり、休日には多くのサイクリングを楽しむ姿が見られるようになりました。

90

91 平成28年(2016年)2月には、自転車損害賠償保険等への加入の義務化などを定め
92 た「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行、平成29年(2017
93 年)4月には、滋賀県商工観光労働部観光交流局(現在の観光振興局)にビワイチ推進
94 室を設置、平成30年(2018年)3月には、「ビワイチ推進総合ビジョン」を策定しまし
95 た。その結果、本県のサイクルツーリズムに関する取組は着実に進み、令和元年(2019
96 年)11月に「ビワイチ」は、我が国を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートであ
97 るナショナルサイクリングルートの指定を受けたところです。

98 さらには、滋賀が誇る観光資源である「ビワイチ」の魅力を高め、本県の観光の振興
99 および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、議員提案による「ビワイチ推
100 進条例」を令和4年（2022年）4月1日に施行しました。

101

102 この条例第11条に基づくビワイチ推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、条
103 例の基本理念の実現に向け、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
104 するものです。地域を代表する観光ブランドの一つとして「ビワイチ」の取組を加速化
105 し、国をはじめ市町、県民、関係事業者・団体等の多様な主体とこれまで以上に連携し
106 ながら、本県の観光の振興を図り、活力ある地域づくりを進めるとともに、世界から選
107 ばれるサイクルツーリズムの展開を目指し、県民の皆様とともに取組を進めてまいりま
108 す。

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134 第1章 基本的事項

135

136 1 策定の趣旨

137 「ビワイチ推進条例」の制定を契機にビワイチ*の取組を加速させ、ビワイチ推進施
138 策を総合的かつ計画的に推進するため、「シガリズム観光振興ビジョン」との整合性
139 を図りながら策定します。

140 ※ビワイチとは(ビワイチ推進条例第2条第1項第1号による定義より)
141 琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することの
142 うち、自転車を利用して行うものをいいます。

144 2 位置づけ

145 「ビワイチ推進条例」第11条に基づく基本方針です。

146

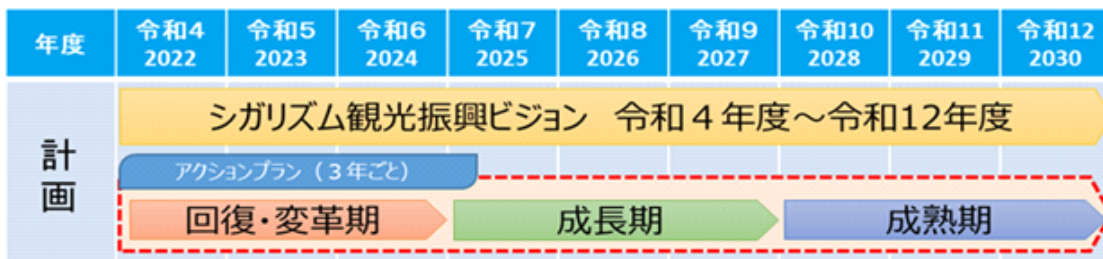
147 3 期間

148 策定から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。

149 滋賀らしいツーリズムを推進する「シガリズム観光振興ビジョン」(令和4年(2022
150 年)3月策定)との整合性を図るため期間を合わせ、令和4年度(2022年度)から令
151 和6年度(2024年度)を「回復・変革期」、令和7年度(2025年度)から令和9年度
152 (2027年度)を「成長期」、令和10年度(2028年度)から令和12年度(2030年度)
153 を「成熟期」とします。

154

155 なお、「回復・変革期」、「成長期」、「成熟期」の各期におけるビワイチ施策につい
156 ては、別途「シガリズム観光振興ビジョン」の行動計画となるアクションプランを3
157 年ごとに策定し、そのアクションプランの中で必要な施策を記載します。



158

159

160 4 その他

161 基本方針は、平成30年(2018年)3月に策定した「ビワイチ推進総合ビジョ
162 ン」の内容をさらに発展させるものであり、基本方針の策定により「ビワイチ推進
163 総合ビジョン」は廃止します。

164 第2章 ビワイチの動向等

165 1 現状

166 (1) 環境整備について

167 ①道路環境

168 本県は平成13年(2001年)、自転車走行環境の向上を図るため案内看板や距離
169 標等の整備を開始しました。また、これに合わせて「ぐるっとびわ湖サイクルラ
170 イン」を琵琶湖沿岸の市町、関係機関と策定し、コースを紹介するマップを作成、
171 配布を開始しました。

172 現在、琵琶湖一周のビワイチルートに低速コースと上級コースの2種類を設け、
173 青矢羽根等の路面標示、看板の設置、自転車歩行者専用道路の指定、道路拡幅な
174 どの整備を進めています。

175 (参考)〈整備状況〉

176 [1]低速コース(ナショナルサイクルルート)

177 総距離196kmのうち、179kmが整備完了(令和3年度末現在)

178 (自転車歩行者専用道路の指定、青矢羽根等の路面標示の整備)

179 [2]上級コース

180 総距離187kmにおいて、青破線と青矢羽根の路面標示が整備済み

181 ②受入環境

182 平成28年(2016年)に、ビワイチに訪れる旅行者等の地域交流の拠点となり、
183 トイレの利用やスポーツバイクに対応した空気ポンプ・工具の貸し出しサービス
184 や、観光情報などを提供するサイクルサポートステーションの設置を開始しまし
185 ました。

186 平成30年(2018年)4月から県内の一般公道において2人乗りのタンDEM車
187 で走行することが可能となり、視覚に障害のある人が同乗してビワイチを楽しむ
188 ことができるようになるなど、ビワイチを楽しむ人が広がりを見せています。

189 また、同年には、スマートフォンを活用したプランニング、ナビゲーション、
190 観光ガイドの機能を備えたビワイチサイクリングナビ(以下「アプリ」という。)
191 の提供を開始しました。

192 令和4年(2022年)2月には、滞在型のサイクルツーリズムを推進するため、
193 自転車の客室への持ち込み、または屋内の安全な場所における保管などの要件を
194 満たした「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定制度を創設しました。

195 (参考:各項目の令和4年(2022年)6月末現在の数値)

196 (サイクルサポートステーション:347か所)

197 (アプリダウンロード数:50,101件)

200 「滋賀県サイクリストにやさしい宿」：51 施設

201
202 さらに、鉄道駅などにアクセスでき、レンタサイクル等の機能を備えたゲート
203 ウェイについては、平成 28 年（2016 年）に米原駅構内に、令和 4 年（2022 年）
204 4 月に大津港に整備されました。

205
206 （2）推進体制について

207 平成 24 年（2012 年）、官民連携のプラットフォームである「滋賀プラス・サイ
208 クル推進協議会」を設置し、「日常利用」と「観光利用」を軸とした、自動車から自
209 転車への転換を促すまちづくりやサイクルツーリズムを展開してきました。

210 平成 29 年（2017 年）4 月には、滋賀県商工観光労働部観光交流局（現在の観光
211 振興局）にビワイチ推進室を設置しました。

212 平成 30 年（2018 年）には、本県は「ビワイチ推進総合ビジョン」を策定し、琵琶
213 湖を一周する「ビワイチ」に加えて、琵琶湖その他の観光地、景勝地等を周遊す
214 る「ビワイチ・プラス※」について、安全・安心に周遊できる環境整備や地域の魅
215 力づくり、県民自らがサイクリングを楽しむ取組の方向性を示しました。

216 令和 4 年（2022 年）4 月、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進すること
217 により、滋賀が誇る観光資源である「ビワイチ」の魅力を高め、本県の観光の振興
218 および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、「ビワイチ推進条例」を
219 施行しました。

220 ※ビワイチ・プラス とは

221 県内の観光地、景勝地等の観光資源を、自転車を利用して周遊することをいい、「ビ
222 ワイチ」の概念を構成する一部です。令和元年（2019 年）12 月、県内全市町を經由
223 し、観光地や景勝地等を巡る 11 ルート、総距離 635 kmを設定しました。

224
225 （3）取組の成果について

226 滋賀を代表する観光ブランドとなった「ビワイチ」は、統計を取り始めた平成 27
227 年（2015 年）には琵琶湖一周サイクリング体験者数が約 5 万 2 千人であったもの
228 が、令和元年（2019 年）には約 10 万 9 千人が体験するなど、年々多くのサイクリ
229 スト※に楽しまれています。

230 官民連携による幅広い取組の結果、令和 3 年（2021 年）「しが web アンケートブ
231 ラス調査」（県民向け調査）によると、ビワイチルートの認知度について、知って
232 いるは 83.2%、ビワイチ・プラスルートについて、知っているは 44.8%という状
233 況であり、県民の琵琶湖一周サイクリングを体験した人の割合は 10.2%という調
234 査結果が出ています。

236 ※サイクリストとは

237 ビワイチその他の自転車を利用したレクリエーションを行う者をいいます。

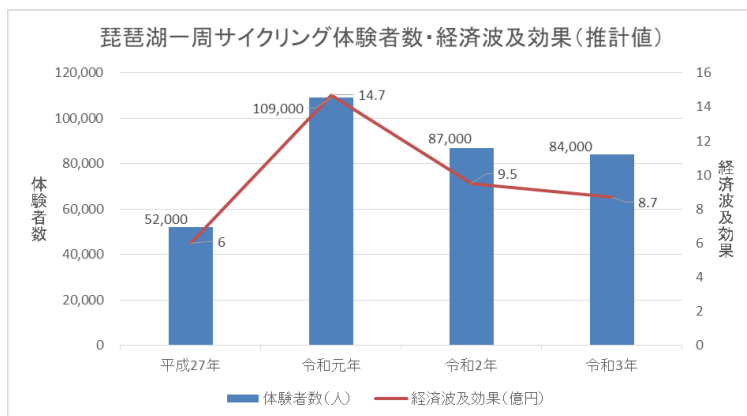
238
239 (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

240 令和2年(2020年)1月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛や
241 観光施設の閉館、休業、入場制限などが影響し、延べ観光入込客数は、令和元年(2019
242 年)は約5,403万人でしたが、令和2年(2020年)は約3,641万人(令和元年[2019
243 年]比:32.6%減)、令和3年(2021年)は約3,692万人(速報値)に減少しました
244 (令和元年[2019年]比:31.7%減)。一方、琵琶湖一周サイクリング体験者数は、
245 令和元年(2019年)は約10万9千人、令和2年(2020年)は約8万7千人(令和
246 元年[2019年]比:20.2%減)、令和3年(2021年)は約8万4千人となり、令和元
247 年(2019年)比で22.9%減にとどまりました。

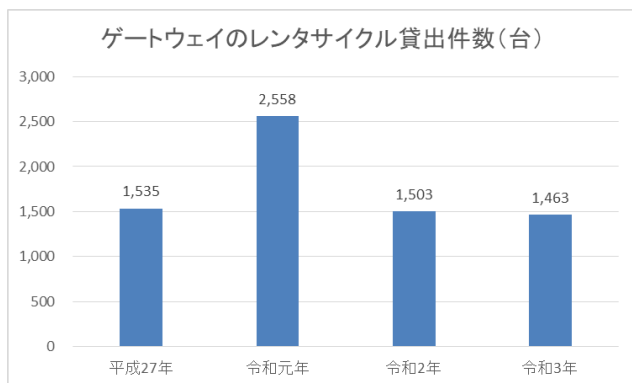
248
249 経済波及効果ですが、令和元年(2019年)は約14.7億円でしたが、旅行者の減
250 少に加え、宿泊者割合の減少が大きく影響し、令和2年(2020年)は約9.5億円
251 (令和元年[2019年]比:35.4%減)、令和3(2021年)年は約8.7億円(令和元年
252 [2019年]比:40.8%減)にそれぞれ減少し、ビワイチ関係事業者に深刻な影響が出
253 ています。

254
255 また、旅行者の入口であるゲートウェイ(米原駅サイクルステーション)のレン
256 タサイクル貸出件数は、令和元年(2019年)は2,558台でしたが、令和2年(2020
257 年)は1,503台(令和元年[2019年]比:41.2%減)、令和3年(2021年)は1,463
258 台にそれぞれ減少しました(令和元年[2019年]比:42.8%減)。

259
260 (参考) 県外からの旅行者の減(令和元年[2019年]77%→令和2年[2020年]62%)
261 宿泊旅行者の減 (令和元年[2019年]39%→令和2年[2020年]27%)



272
273
274
275
276
277
278
279



280

281 2 課題

282

(1) コロナ禍からの回復への対応

283

①ビワイチ体験者数の回復

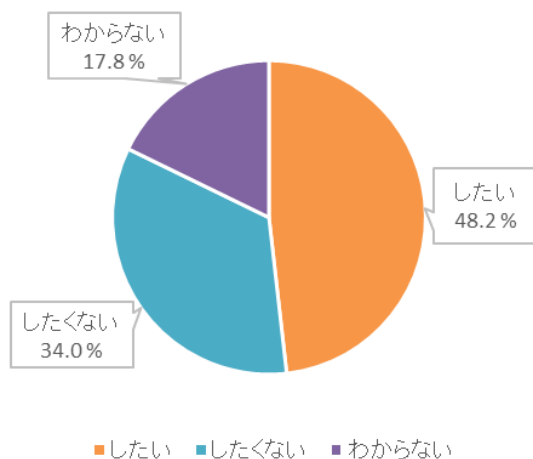
284

285 コロナ禍の影響により、滋賀を訪れるサイクリストが減少する一方、サイクリングは密を避けるアクティビティであることから人々の間で関心が高まっており、こうした機運を十分に活用してビワイチ体験者数の回復に向け、レンタサイクルを活用した自転車散策の促進など、さまざまな人が気軽にサイクリングを楽しめる環境づくりが求められます。

289

290 〈サイクリングへの関心（県民向け調査より）〉

291



292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302 ②経済波及効果の回復

303

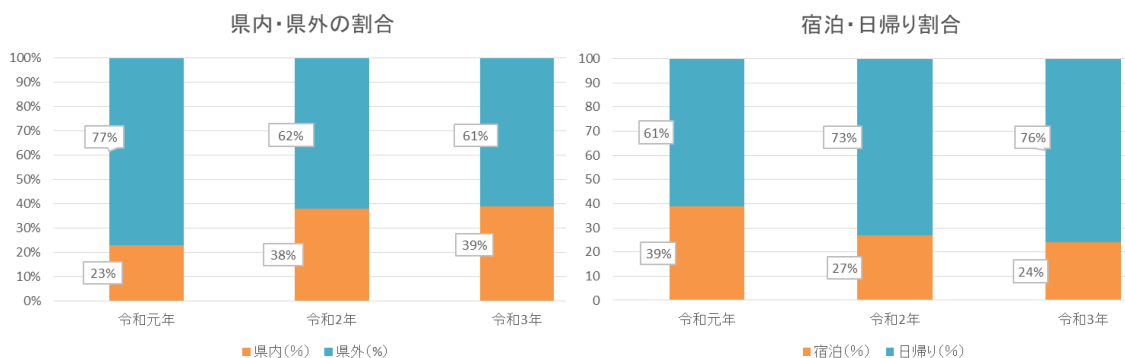
304 コロナ禍の影響により、琵琶湖一周サイクリング体験者に占める県外の人割合は、令和元年（2019年）の77%から令和3年（2021年）は61%に減少するとともに、宿泊の割合も令和元年（2019年）の39%から令和3年（2021年）の24%に減少したことから、経済波及効果がさらに減少したところです。

306

307

このため、経済波及効果の回復に向けて、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」

308 の認定・環境整備などにより宿泊者を増やすことや観光客の地域消費を促すなど
 309 の取組が求められています。



317
318
319 ③ビワイチ関係事業者への支援

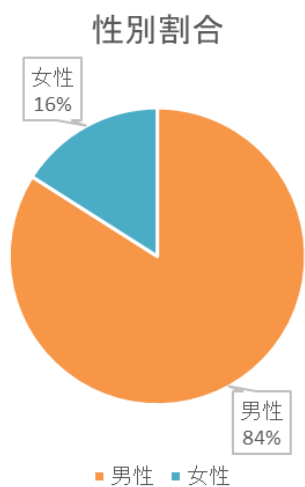
320 レンタサイクル事業者やサイクリングガイド、宿泊業・飲食業者などのビワイ
 321 チ関係事業者がコロナ禍において売上減少等の大きな影響を受けているため、新
 322 たな体験者層の拡大につながるサイクリングツアーの造成やビワイチに関する
 323 商品開発などをサポートする仕組みづくりが求められています。

324
325 (2) ビワイチの魅力向上

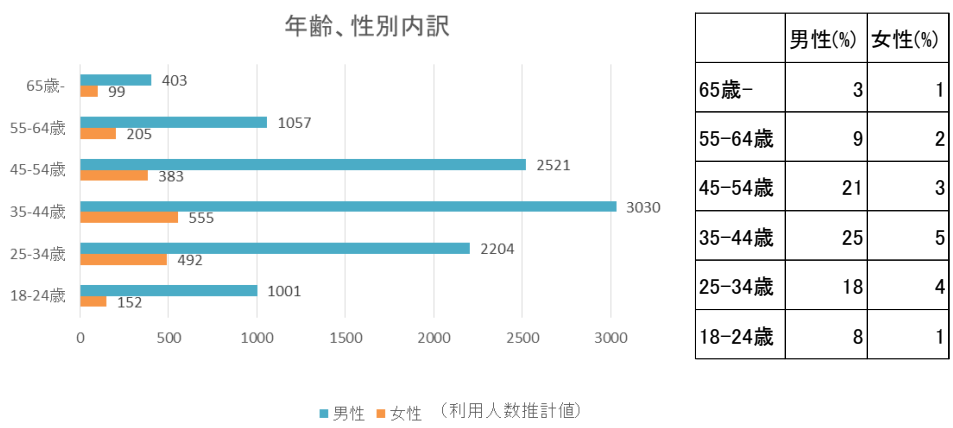
326 ①誰もが楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出

327 アプリの利用者は男性が 84%を占め、年齢層は男女を含め 25 歳から 54 歳で
 328 全体の 76%を占めています。

329 今後、ビワイチを幅広い年齢層の多様な人々が気軽に楽しめるように、それぞ
 330 れのニーズに応じたコース設定など周遊観光の魅力を創出する必要があります。



344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379



②琵琶湖岸から県全域に向けた周遊観光の促進

(琵琶湖岸のビワイチルートから県内全域のビワイチ・プラスルートへ)

県内全域において、ビワイチによる地域の活性化効果を広げていくためには、琵琶湖岸だけでなく、県内各地の自然や歴史、文化などの地域の魅力ある観光資源に触れることができる周遊観光を進めていく必要があります。

③宿泊など観光消費の拡大を促すサイクルツーリズムの展開

令和3年(2021年)の琵琶湖一周サイクリング体験者において、日帰り客の割合は76%に対し、宿泊客の割合は24%と低くなっています。今後、県内の観光消費を拡大していくためには、サイクリストのニーズに対応した宿泊施設の受入環境整備を進めることや県内各地の観光地を立ち寄りながら、その魅力をゆっくり体感するサイクルツーリズムを展開することで、消費単価が高い観光客の誘引を図る必要があります。

④交通事業者(鉄道、船舶等)と連携した多様な周遊観光の促進

サイクリストの行動範囲の拡大、体力面、時間的余裕などのニーズに対応するため、自転車を分解せずにそのまま列車に乗せられる「サイクルトレイン」や船にそのまま載せられる「サイクルクルーズ」などの実現に向け、交通事業者と連携を図る必要があります。

⑤健康、環境等の多分野と連携したサイクリングの魅力創出

サイクリングは、CO₂が排出されない環境にやさしい観光の手段であるだけでなく、体への負担を抑えながら効率的に健康づくりを行うことができる手軽なスポーツでもあります。このため、自転車の利点を活かしながら、ビワイチの魅力を創出するためには、自転車関係者だけでなく、環境や健康分野の関係者とも連携を図る必要があります。

併せて、ビワイチの魅力を高めるため、グッズの開発などに取り組む事業者や多様なニーズに対応した旅行商品を取り扱う事業者など、多くの分野の関係者と連携を強化していく必要があります。

⑥情報発信の強化

琵琶湖岸を一周するビワイチルートについては、県民の認知度が 80%を超えていることから、これまでの取組が一定の効果を上げているものの、湖岸から県内観光地等を周遊するビワイチ・プラスルートの認知度は 44.8%にとどまっています。

今後、ビワイチ・プラスルートの認知度を向上させるとともに、認知から体験につながるよう、自転車で観光地等を周遊する楽しみ方の発信や仕掛けづくりが必要です。

⑦人材の育成

ビワイチの魅力を高めていくうえで、「おもてなし」力の向上は不可欠です。地域の奥深い魅力的なスポットや買い物、飲食を楽しめるサイクリングを促進するため、ガイド人材やビワイチ関連商品の開発に携わる人材を育成する必要があります。

また、サイクルサポートステーションや「滋賀県サイクリストにやさしい宿」、サイクリングイベント等に携わる事業者・関係団体による情報交換を行うとともに、ビワイチファンのすそ野を拡大するため青少年や地域住民のビワイチ体験を応援する取組が必要です。

⑧観光消費額の把握

サイクリングについては、「自転車に乗ること」そのものが目的となっているケースもあり、その消費行動は一般的な観光旅行とは異なっています。今後の効果的な施策や手法を検討するためにも、通常の観光調査とは別の独自調査により適正な観光消費額を把握する必要があります。

(3)安全・安心な環境づくり

①自転車通行空間の確保

これまで、琵琶湖岸のビワイチルート上の道路においては、青破線や青矢羽根等の路面標示、走行距離や観光地への案内看板の設置など、安全で安心してサイクリングを楽しめる環境の整備を進めてきたところであり、今後も、より魅力ある自転車通行空間を継続して整備していく必要があります。

②サイクリストの利便性向上

気軽にビワイチを始めもらうためには、ビワイチ体験中のパンクなどの自転車

416 トラブルに対応するレスキュー体制の充実や、電動アシスト付き自転車などのレンタ
417 サイクルの導入など、サイクリストの利便性を高める取組が必要となります。

418
419 ③サイクリストの交通ルールの遵守、マナー向上

420 一部のサイクリストですが、車道の左側通行や一時停止などの交通ルールを守ら
421 ず、また猛スピードで集落内を駆け抜けるなど走行マナーを守らない人がいます。

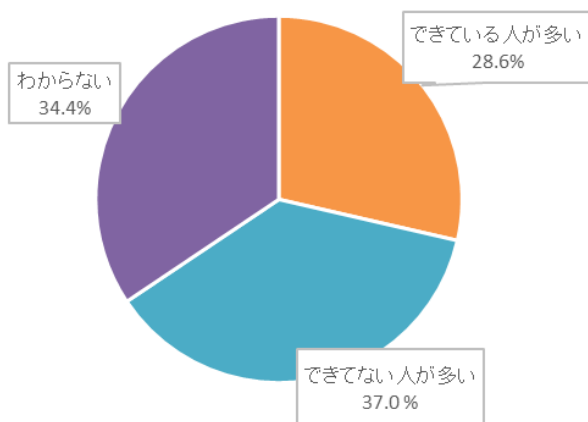
422 安全安心に事故なくビワイチを体験するためには、引き続き、交通ルールの遵守
423 や地域住民や歩行者等を思いやる走行マナーの向上をサイクリストに対して働きか
424 ける必要があります。

425 (参考)

426 琵琶湖を一周するビワイチルート上における自転車事故発生件数
427 (ビワイチ目的以外も含む)

令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 上半期 (2022年)
36件	48件	27件	12件

428
429 〈サイクリストのマナーについて(県民向け調査より)〉



440 ④地域住民や自動車運転者の不安解消への取組

441 魅力あるサイクルツーリズムを構築するためには、サイクリストと地域の交流が不
442 可欠です。サイクリストは地域住民や自動車運転者の生活を尊重し、地域はサイクリ
443 ストへの「おもてなし」力の拡充を進め、お互いの立場を理解し合うための交流の場
444 づくりが必要です。

446 第3章 ビワイチ推進施策の方向性

447 1 ビワイチのめざすべき姿（条例第11条第2項第1号関連）

448 前章で整理した現状と課題を踏まえ、以下のとおり「ビワイチのめざすべき姿」を
449 設定し、施策に取り組みます。

451 サイクリスト、自動車等の運転者、歩行者、地域住民が互いに思いやり、理解し合
452 い、共存する環境の中、誰もが安全で快適にビワイチを楽しみ、地域の豊かな自然
453 や歴史、文化、食、人とのふれあい等を通じて、琵琶湖の周辺地域のみならず、県
454 の全域で観光の振興および地域の活性化が図られている。

455 2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項（条例第11条第2項第2号関連）

456 施策を実施するに当たって、「(1)シガリズムの推進」、「(2)安全への配慮」、「(3)
457 持続可能な観光の推進」の3項目を重視すべき視点として、施策に取り組みます。

458 (1) シガリズムの推進

459 ビワイチの更なる磨き上げと発信を進め、国内外からの誘客およびリピーターの
460 定着を図るとともに、県民自身も自転車で県内周遊を楽しめる環境づくりに取り組
461 むことにより、シガリズム*を推進します。

462 ※シガリズムとは

463 琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、
464 滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、“心のリズムを整える新たなツ
465 ーリズム”の総称をいいます。

466 (2) 安全への配慮

467 誰もが気軽にビワイチを楽しめる環境づくりが重要であるため、サイクリストの
468 マナー向上への啓発や指導を行うとともに、自動車等の運転者によるサイクリスト
469 への配慮を促すことにより安全への配慮を促進します。

470 また、コロナ禍においても感染拡大防止対策を徹底することで、安全・安心な観
471 光に配慮します。

472 (3) 持続可能な観光の推進

473 滞在型観光の促進による地域経済の活性化、歴史的遺産や地域に根差した生活文
474 化への配慮、CO₂等の温室効果ガス排出削減をはじめとしたMLGsの推進による環
475 境への配慮、自転車を活用した適度な運動に取り組むことによる健康の増進、社会
476 貢献活動への参画の促進などに取り組むことにより、滋賀が世界から選ばれる持続
477 可能なサイクルツーリズムを推進します。

3 ビワイチ推進施策の内容（条例第 11 条第 2 項第 3 号関連）

本県は、「魅力向上と創出」、「受入環境の整備」、「魅力発信」、「推進体制強化」の 4 項目を柱とし、「回復・変革期」、「成長期」、「成熟期」ごとに示す方向性に沿って、具体的な施策を展開していきます。

柱（1） 魅力向上と創出

ビワイチの魅力向上に向けて、滋賀ならではの観光資源の磨き上げや新たな観光コンテンツの創出、サイクリストと地域住民の相互理解のためのマナー向上に取り組むほか、サイクリストによる清掃活動など滋賀ならではの社会貢献活動を促進します。

①誘客の促進(条例第 12 条関連)

サイクリストの滋賀への誘客を促進するために必要な施策を行います。また、琵琶湖岸周辺だけでなく、県内各地の観光地等への来訪を促進します。

回復・変革期	成長期	成熟期
長期滞在型の旅行商品の開発支援	長期滞在型の旅行商品の販売促進	リピーターの定着促進

(主な取組)

・多様なニーズに対応した旅行商品の開発支援

サイクリングガイドや旅行会社による、旅行者の多様なニーズ（興味・関心、宿泊場所など）に対応した魅力ある旅行商品の開発・販売を支援することにより、誘客を促進します。

・自転車に関するスポーツ行事等の開催

誰もが楽しめる「ビワイチ」を象徴する、サイクリング大会やイベントなどのスポーツ行事等について、関係者との連携のもと継続的に開催します。

・ビワイチグッズの商品化に向けたアイデア募集・開発支援

ビワイチのブランド力を高めるため、地域の特産品等を活用した土産や弁当、ビワイチの記念になるサイクリングウェアをはじめとするビワイチ関連商品について、商品化に向けて幅広くアイデア募集するとともに、地元事業者や福祉作業所等に対して開発の支援を行います。

②観光資源の活用（条例第 13 条関連）

地域の特性を生かした魅力あるビワイチを推進するため、環境との調和を図り

515 ながら、地域の観光資源の保護、磨き上げおよび活用に必要な施策を講じます。

回復・変革期	成長期	成熟期
付加価値の高いツアー造成支援	訪日外国人旅行者向けツアーの普及促進	多様なサイクルツーリズムの定着

516

517 (主な取組)

518 ・地域の魅力を引き出す体験・交流型観光「シガリズム」の促進

519 琵琶湖や森林をはじめとした本県の豊かな自然や、世界農業遺産※にも認定された滋賀ならではの農山漁村の暮らしに触れられる体験・交流型観光「シガリズム」を促進します。

522 併せて、地域住民が地域への誇りや愛着を高められるよう、ビワイチを通じた取組により、地域の魅力を再発見し、発信する取組を推進します。

524 また、訪日外国人旅行者については、東アジアや欧米豪などの市場ごとに、ニーズに応じた魅力あるコンテンツを創出し、多様なサイクルツーリズムを推進します。

527 ※世界農業遺産 とは

528 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープおよびシー

529 ケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域であり、国際連合食糧農業機関により認定されます。

532 本県においては、令和4年(2022年)7月に「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業『琵琶湖システム』」が初めて認定されました。世界で22か国67地域、日本では13

534 地域が認定されています(令和4年[2022年]7月現在)。

535

536 ・地域の観光資源の活用

537 アプリを活用したデジタルスタンプラリーは、参加者が密を避けながら自由なペースで楽しめることから、コロナ禍における楽しみ方として注目されています。

539 そのため、県内各地の魅力ある観光資源を活用したデジタルスタンプラリー等の開催により、身近な地域における自転車散策を推進します。

541

542 ・誰もが楽しめる自転車散策の推進

543 MLGs をテーマに滋賀の豊かな自然や歴史・文化など多様な資源をゆっくり巡るモデルプランづくりに取り組みます。

545 老若男女問わず、また障害のある人もない人も誰もがビワイチを楽しめるよう、自転車散策を推進する環境整備に取り組みます。

547

548 ③人材の育成等（条例第 15 条関連）

549 ビワイチ関係事業者に対し、ビワイチや県内各地の自然や歴史、文化などに関
550 する知識を習得する機会を提供し、「おもてなし」力の向上を図る取組を行うと
551 ともに、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の商品開発に携わる人
552 材の育成を進めます。

553 また、大学や青少年を支援する団体等が行うビワイチの推進に寄与する取組を
554 支援します。

回復・変革期	成長期	成熟期
関係事業者等の拡大および ネットワークづくり	業種間連携を図る人材育成	多様な分野における人材の 拡大

555

556 (主な取組)

557 ・ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体の人材育成

558 ビワイチに関する幅広いネットワークづくりを進めるとともに、県内各地の自
559 然・歴史・文化などのセミナーの開催、好事例の紹介、情報交換等の場づくりを
560 行い、商品開発に向けた業種間連携を図る人材を育成します。

561

562 ・多様な地域連携を図るサイクリングガイドの育成と活躍の機会づくり

563 訪日外国人旅行者など長期滞在者の需要を取り込めるよう、研修会の実施など
564 により、県内各地の自然や歴史、文化などの観光資源の価値・重要性を正しく理
565 解し、解説することのできるサイクリングガイドを育成します。

566 また、市町やビワイチ関係事業者など観光地の関係者との連携のもと、参加者
567 の満足度を高められるツアーづくりができる人材を育成するとともに、サイクリ
568 ングガイドをPRすることにより、活躍の機会づくりを行います。

569

570 ・青少年をはじめとするビワイチ体験者の拡大

571 青少年をはじめとするさまざまな人がビワイチに親しめるよう、各種団体の取
572 組を支援することにより体験者のすそ野を広げ、サイクルツーリズムを担う人材
573 を育成します。

574 また、グループで気軽に立ち寄れる拠点やレンタサイクルに関する情報を提供
575 するほか、スポーツバイク試乗体験会やビワイチ体験スクールの定期的な開催な
576 ど、ビワイチ体験を応援する仕組みづくりも行います。

577

578 ④安全な利用に関する取組（条例第 18 条関連）

579 地域住民や歩行者、サイクリストの安全を確保するため、交通事故防止に向け
580 た自転車の安全な利用の啓発および指導等を行います。

回復・変革期	成長期	成熟期
好事例等の収集・紹介および啓発	マナーの定着促進	サイクリストによる地域の交通安全への貢献

581

582 (主な取組)

583 ・自転車のマナー向上への啓発・指導

584 自転車を利用する際は歩行者や地域住民、自動車運転者などへの配慮が不可欠
585 であることから、啓発資材（ポスター、パンフレット、冊子）の配布や関係者と
586 連携した街頭啓発などに取り組みます。

587 また、サイクリングガイド付きツアーやサイクリングイベント等の機会を活用
588 し、楽しみながらマナーを学べる取組を進めます。

589

590 ・歩行者・地域住民、自転車、自動車がお互いに思いやり道路を共有する機運の醸
591 成

592 自転車の安全かつ快適な通行にあたっては、交通ルールなどの法令遵守だけで
593 なく、サイクリストによる清掃活動や、お互いの挨拶等のマナー向上が重要です。

594 多方面の関係者と連携しマナーアップに関するステッカーを活用したマナー
595 アップ宣言などによるマナー向上に取り組むほか、「びわ湖の日」（7月1日）に
596 おける環境美化活動などの社会貢献活動への参画を促します。

597

598 ・県民または学校等における自転車交通安全教室の実施

599 幼少期から自転車の安全利用を心がけてもらうため、親子サイクリングイベン
600 トや学校等において自転車交通安全教室を実施します。

601

602 ・自転車損害賠償保険の加入促進

603 自転車は身近で手軽な乗り物である一方、事故により誰もが加害者にも被害者
604 にもなる可能性があり、自転車が加害者になる事故で高額な賠償事例も発生して
605 います。

606 本県では、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、
607 自転車利用者は自転車を利用する時、自転車損害賠償保険の加入が義務づけられ
608 ていることから、自転車損害保険の加入促進を図ります。

609 (参考)

610 自転車損害賠償保険の加入率：令和3年度末現在 75.8%（民間調査）

611

612 ⑤「ビワイチの日およびビワイチ週間」（条例第20条関連）

613 広くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高

614 め、愛着と誇りを育むため、「ビワイチの日」(11月3日)および「ビワイチ週間」
 615 (11月3日から11月9日)を設け、市町・関係団体と連携し、この趣旨にふさ
 616 わしい取組を展開します。

回復・変革期	成長期	成熟期
初心者向けイベントの開催	民間主体の多様なイベントの開催支援	地域経済に貢献する民間主体のイベント開催

617

618 (主な取組)

619 ・「ビワイチの日」、「ビワイチ週間」に向けた広報強化および機運醸成
 620 広報や道路情報掲示板など様々な媒体を活用して広報・周知するとともに、県
 621 民が気軽にビワイチを楽しめるようイベントを開催することにより、県民のビワ
 622 イチ体験の定着を図ります。

623

624 ・サイクリングを安全かつ快適に楽しむ特設スポットの設置
 625 「ビワイチの日」、「ビワイチ週間」において、ビワイチのルート上にエイドス
 626 テーション(臨時の休息場所)やメンテナンスコーナー等を設置し、安全かつ快
 627 適にサイクリングできる環境をつくることにより、県民のビワイチ体験を促進し
 628 ます。

629

630 ・県民の健康増進につながるサイクリングの推進
 631 サイクリングが健康づくりのきっかけとなるよう、親子サイクリングをはじめ
 632 とする各種イベントを通じて、誰もが楽しみながら健康づくりができるきっかけ
 633 づくりに取り組みます。

634 また、アプリを活用し、サイクリングの健康増進に関する各種データ等を収集、
 635 分析、活用し、サイクリングを通じた県民の健康増進を推進します。

636

637 ・多様なイベントの開催
 638 市町、事業者、関係団体によるそれぞれの特色を生かしたサイクリングイベン
 639 トの開催を支援し、地域経済の活性化を図ります。

640

641 柱(2) 受入環境整備

642 より良い走行環境を整備するため、ハード・ソフト両面から取組を進めます。

643

644 ①道路環境の整備(条例第16条関連)

645 ビワイチルートに位置付けられた県が管理する道路において、自転車通行空間
 646 の整備と適切な保全を行います。

647 また、県以外の者が管理する道路においても、必要な道路の環境整備を管理者
648 に要請します。

回復・変革期	成長期	成熟期
自転車通行空間および案内表示の充実	安全・快適な自転車通行空間の拡大	自転車通行空間の魅力アップ

649

650 (主な取組)

651 ・自転車通行空間の整備

652 ビワイチルート of 植栽帯活用による路肩拡幅等、自転車通行空間の整備を推進
653 します。

654

655 ・案内看板・路面標示等の計画的な整備

656 ルートの案内看板や路面標示等を充実させることにより、安全・安心にビワイ
657 チを楽しむ環境を整備します。

658

659 ・県以外の道路管理者への必要な整備の要請

660 自転車通行空間を拡大し、更に安全・快適な環境を整備するため、県以外の道
661 路管理者へ必要な整備を要請します。

662

663 ②拠点施設等の整備（条例第 17 条関連）

664 魅力ある観光地を形成するため、サイクルサポートステーションや「滋賀県サイ
665 クリストにやさしい宿」などの拠点施設の整備を促進します。

回復・変革期	成長期	成熟期
拠点施設等の設置促進	提供サービスの質の向上	拠点施設等の相互連携サービス

666

667 (主な取組)

668 ・サイクルサポートステーションの設置促進

669 旅行者等の地域交流の拠点として、地元商店や観光施設、宿泊施設、道の駅、
670 農産物直売所などにおいて、トイレ、空気入れ、工具の貸し出しサービスや、地
671 域情報を提供する「サイクルサポートステーション」の設置を促進します。

672 また、施設間での情報交換会を行い、電動アシスト付き自転車の充電サポート
673 などの好事例を共有するなど、「おもてなし」力の向上を図ります。

674

675 ・「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定・環境整備

676 滋賀を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「滋賀県サイ

677 クリストにやさしい宿」として認定するとともに、利用者の利便性向上に向けた
678 取組を支援することにより、県内に長く滞在し、地域の魅力に触れる機会を創出
679 します。

680

681 ・ゲートウェイの機能充実（米原駅、大津港）

682 誰もがビワイチを気軽に楽しめるよう、アプリを活用したレンタサイクルの電
683 子予約などの機能充実を支援するとともに、提供サービスについて幅広く広報等
684 を行うことにより、ゲートウェイの利用を促進します。

685

686 ③サイクリストの利便性向上（条例第 19 条関連）

687 サイクリングマップの作成やアプリの機能充実等を行うことにより、サイクリ
688 ストの利便性の向上を進めます。

回復・変革期	成長期	成熟期
サポート体制等の充実および情報提供	交通事業者等との多様な連携強化	多様なサービスの相互連携

689

690 （主な取組）

691 ・レンタサイクルのサービス・質の向上

692 サイクリストが安全・快適にサイクリングできるよう、整備の行き届いたレン
693 タサイクルの提供、電動アシスト付き自転車や子ども向け自転車、タンデム自転
694 車の確保、電子予約の導入、途中返却拠点の増加など、多様な楽しみ方が広がり、
695 利用しやすいレンタサイクル環境の整備を促進します。

696

697 ・観光客と地域をつなぐ場づくり

698 地域イベント、農山漁村の体験ツアー、地元の人気食堂などに関する情報をサ
699 イクルサポートステーションや「滋賀県サイクリストにやさしい宿」が収集し、
700 広く発信するなど観光客と地域をつなぐ場づくりを推進します。

701

702 ・サイクルレスキュー体制の充実

703 サイクリング中のトラブルに対応でき、安心してサイクリングが楽しめるよう、
704 出張修理サービスの拠点を拡充するとともに、自転車ロードサービス付きの自転
705 車保険の加入を促進します。

706

707 ・交通事業者との連携（鉄道、船等）

708 時間的・体力的制約をはじめとするサイクリストのニーズに対応するため、輪
709 行袋の活用を促しながら、サイクルトレインやサイクルクルーズなどを組み合わ

710 せたモデルプランを関係者と連携して造成します。

711

712 ・ストレスフリーな観光

713 今後の訪日外国人旅行者の回復、更なる拡大も見据え、多言語に対応したサイ
714 クリングマップやアプリ等の充実、フリーWi-Fiの整備等を促進し、ストレスフ
715 リーな受入環境整備に取り組みます。

716

717 柱（3）魅力発信

718 魅力的なサイクリングルートである琵琶湖一周を楽しむビワイチルート、気軽に
719 地域に立ち寄りながらサイクリングを楽しむビワイチ・プラスルートを多くの人に
720 注目してもらうため、国内外に向けてプロモーションに取り組みます。

721

722 ①魅力情報の発信（条例第14条関連）

723 国内外からのサイクリストの来訪を促進するため、ビワイチの魅力情報を継続
724 的に発信します。

回復・変革期	成長期	成熟期
ビワイチで巡る観光資源の 情報発信	訪日外国人旅行者向け情報 発信の強化	民間による活発なビワイチ 情報の発信

725

726 （主な取組）

727 ・魅力を紹介する動画等の作成

728 滋賀の自然や歴史、文化、食、地域交流等の魅力について、しがロケーション
729 オフィスと連携のもと、マスメディアを活用しながら体験・体感動画を作成し、
730 SNS等により効果的に発信します。

731

732 ・国内外に向けた継続的な発信

733 ナショナルサイクルルート※を有する自治体や世界的に評価の高い国外のサイ
734 クリングルートに関係する行政機関や民間団体との交流を通じて、ビワイチを世
735 界に発信し、国内外からの誘客を進めます。

736

737

738

739

740

741

742

※ナショナルサイクルルートとは
 自転車を通じて優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信などさまざまな取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、国の自転車活用推進本部において創設された制度。
 第1次指定(令和元年[2019年])
 「ビワイチ」、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」(茨城県)、
 「しまなみ海道サイクリングロード」(広島県、愛媛県)
 第2次指定(令和3年[2021年])
 「トカプチ400」(北海道)、「富山湾岸サイクリングコース」(富山県)、
 「太平洋岸自転車道」(千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県)

柱(4) 推進体制強化

効果的な取組を推進するため、ビワイチ推進関係の体制強化を図ります。

①推進体制の整備(条例第22条関連)

ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制整備を図ります。

回復・変革期	成長期	成熟期
県内の推進体制の強化、府県間交流の促進	国内外の関係機関との連携強化	推進体制の強化・充実

(主な取組)

- ・国・市町・事業者等との連携

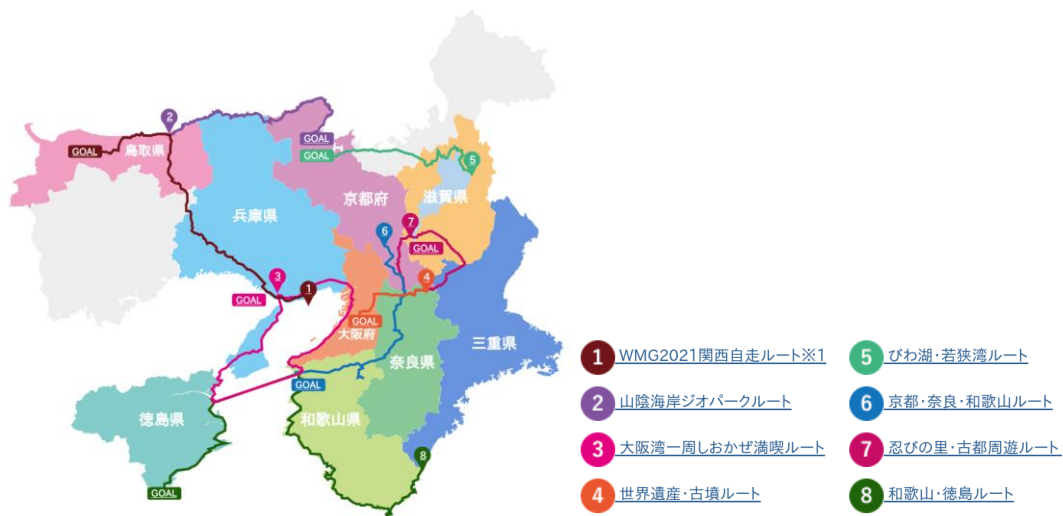
ビワイチ推進施策は、国、市町、関係事業者、関係団体との連携・協力が不可欠であるため、プラットフォーム機能を担っている「滋賀プラス・サイクル推進協議会」による取組を活性化します。

- ・大規模な自転車道等が所在する都道府県、市町村、関西広域連合等との連携

ナショナルサイクルルート、京奈和自転車道、浜名湖、三方五湖、関西広域サイクリングルート※などが所在する都道府県、市町村、関西広域連合等と相互連携を図ります。

※関西広域サイクリングルートとは
 関西広域連合が作成した8つの広域周遊ルートで、このうち2ルート「びわ湖・若狭湾ルート」「忍びの里・古都周遊ルート」が滋賀を周遊

776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811



・国関係機関および県・市町の姉妹州省・都市との連携

今後の訪日外国人旅行者の回復、更なる拡大も見据え、ビワイチの魅力を海外に発信するため、国関係機関および県・市町の姉妹州省・都市との連携を推進します。

4 ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

(条例第 11 条第 2 項第 4 号関連)

本県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目に取り組みます。

①調査等（条例第 21 条関連）

ビワイチの状況について調査を行うとともに、その結果等を踏まえビワイチ推進施策の効果を検証します。

(主な取組)

・県民、サイクリストへのアンケート調査・公表

県民のビワイチ認知度やサイクリストの動向および観光消費額などのアンケート調査を実施し、その分析結果を公表するとともに、今後の施策の構築に活用します。

・アプリの走行データ解析・公表

アプリ利用者の走行データを解析し、その結果を本県の観光振興施策につなげるとともに、解析結果を公表し、民間事業者の商品企画、ツアー造成などの観光事業の拡大につなげます。

812 ・国内外の事例収集
813 国内外の優良事例を収集・共有し、各地域におけるサイクリングルートの受入
814 環境整備に活用します。

815
816 ・数値目標の設定

817 令和6年度（2024年度）までの数値目標については、「シガリズム観光振興ビ
818 ジョン」のアクションプランにおいて設定している「琵琶湖一周サイクリング体
819 験者数」をはじめ、以下の表のとおり設定します。

820 なお、ビワイチ・プラスルートについては、開始地点や利用場所が多岐にわた
821 り、ビワイチルートと同様の定点観測が難しいことから、今後、専門家の知見を
822 活用して、体験者数および経済波及効果の把握方法を確立したうえで、数値目標
823 を設定します。

数値目標一覧	令和3年度末	令和6年度末 (回復・変革期)
琵琶湖一周サイクリングの体験者数	84,000人	110,000人
経済波及効果	8.7億円	14.8億円
サイクルサポートステーション	345施設	375施設
「滋賀県サイクリストにやさしい宿」	50施設	60施設
デジタルスタンプラリーの開催	10市町	19市町
女性のアプリ利用割合	16%	30%
アプリダウンロード数	48,245件	68,000件

824
825 ※ 令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの成長期、令和10年度
826 （2028年度）から令和12年度（2030年度）までの成熟期の数値目標は、コロナ禍か
827 らの回復状況を勘案し、本県の観光全般の指針である「シガリズム観光振興ビジョン」
828 の行動指針であるアクションプランにおいて、改めて数値目標を設定します。



第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

「ビワイチ推進条例」の制定を契機にビワイチ※の取組を加速させ、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「シガリズム観光振興ビジョン」との整合性を図りながら策定する。

※ビワイチとは、琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの

2 位置づけ

「ビワイチ推進条例」第11条に基づく基本方針

3 期間

策定から令和12年度（2030年度）までの9年間



（参考）「シガリズム観光振興ビジョン」の期間
 令和4年度から令和6年度：「回復・変革期」
 令和7年度から令和9年度：「成長期」
 令和10年度から令和12年度：「成熟期」

〈アクションプラン〉

ビワイチを「シガリズム観光振興ビジョン」の重点分野に位置づけ、別途、「シガリズム観光振興ビジョン」の行動計画となるアクションプランを3年ごとに策定し、その中で、その時々状況に応じたビワイチ推進施策等を定める。

ビワイチ関連データ

1. 琵琶湖一周のサイクリング体験者数および経済波及効果（推計値）

	(H27)	(R1)	(R2)	(R3)
（体験者数）	約52千人	→ 約109千人	→ 約87千人	→ 約84千人
（経済波及効果）	約6.0億円	→ 約14.7億円	→ 約9.5億円	→ 約8.7億円



2. 琵琶湖一周のサイクリング体験者の状況（アンケート調査より）

- (1)居住地
 (R1) 県内 23%、県外 77% → (R2) 県内 38%、県外 62% → (R3) 県内 39%、県外 61%
- (2)旅行日数
 (R1) 宿泊 39%、日帰り 61% → (R2) 宿泊 27%、日帰り 73% → (R3) 宿泊 24%、日帰り 76%

3. ビワイチゲートウェイのレンタサイクル貸出件数(米原駅サイクルステーション)

(R1)2,558台 → (R2)1,503台 → (R3)1,463台



（サイクリストにやさしい宿）

4. ビワイチサイクリングナビ(H30開始)

(1)ダウンロード数 (H31.4)23,260件 → (R4.6) 50,101件
 (2)性別 (R3) 男性 84%、女性 16%

5. サイクルサポートステーションの登録数(H28開始)

(H29.3) 129か所 → (R4.6) 347か所

6. 「滋賀県サイクリストにやさしい宿」(R4.3開始)

(R4.6) 51施設

7. デジタルスタンプラリーの実施市町(広域および単独実施を含む)

(R2年度) 1市 → (R3年度) 10市町

8. ビワイチの認知度、マナーなど（令和3年度しがwebアンケートプラス調査 [県民向け調査]）

(1)サイクリングの関心 したい 48.2%、したくない 34.0%、わからない 17.8%
 (2)ビワイチの体験 したことがある 10.2%、したことがない 89.8%
 (3)ルートの認知度 ビワイチ 知っている 83.2%、知らない 16.8%
 ビワイチ・プラス 知っている 44.8%、知らない 55.2%
 (4)サイクリストのマナー できている人が多い 28.6%、できてない人が多い 37.0%、わからない 34.4%



（サイクルサポートステーション）

9. ビワイチルート

(1)低速コース(ナショナルサイクルルート)
 自転車歩行者専用道路の指定、青矢羽根等の路面標示の整備
 総距離196Kmのうち、179Kmが整備完了(令和3年度末現在)
 (令和4年度末までに完了予定)



(2)上級コース
 総距離187kmにおいて、
 青破線と青矢羽根の路面標示が整備済み

10. ビワイチ・プラスルート

(1)令和元年12月 県内全市町を経由し、観光地や景勝地等を巡る11ルートを設定(総距離635Km)

(2)市町・関係者と連携のもと、青矢羽根等の路面標示、案内看板の設置
 (整備箇所)「草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里」コースなど

11. 琵琶湖を一周するビワイチルート上における自転車事故発生件数(ビワイチ目的以外も含む)

(R1) 36件、(R2) 48件、(R3) 27件、(R4上半期)12件

12. 自転車損害賠償保険の加入率

(R3) 75.8%(民間調査)

第2章 ビワイチの動向等

1 現状

- (1) 環境整備について
- ①道路環境：琵琶湖一周のビワイチルートに低速コースと上級コースの2種類を設け、青矢羽根等の路面表示、看板の設置、自転車歩行者専用道路の指定、道路拡幅など
 - ②受入環境：サイクルサポートステーションの設置開始（H28年）やアプリの提供開始（H30年）、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の創設（R4年）など
- (2) 推進体制について
- 官民連携のプラットフォーム「滋賀プラス・サイクル推進協議会」の設置（H24年）、滋賀県商工観光労働部観光交流局（現在の観光振興局）にビワイチ推進室を設置（H29年）など
- (3) 取組の成果について
- 令和元年に約10万9千人が琵琶湖一周サイクリングを体験するなど多くのサイクリストに楽しまれています。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について
- 琵琶湖一周サイクリング体験者数の減少（R1：約109千人→R3：約84千人）や経済波及効果の減少（R1：約14.7億円→R3：約8.7億円）などにより、ビワイチ関係事業者に深刻な影響が出ています。

2 課題

(1) コロナ禍からの回復への対応

- ①ビワイチ体験者数の回復
- ②経済波及効果の回復
- ③ビワイチ関係事業者への支援

- ⑥情報発信の強化
- ⑦人材の育成
- ⑧観光消費額の把握（サイクリングは一般的な観光旅行とは異なるため、独自調査が必要）

(2) ビワイチの魅力向上

- ①誰もが楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出
- ②琵琶湖岸から県全域に向けた周遊観光の促進
 (琵琶湖岸のビワイチルートから県内全域のビワイチ・プラスルートへ)
- ③宿泊など観光消費の拡大を促すサイクルツーリズムの展開
- ④交通事業者（鉄道、船舶等）と連携した多様な周遊観光の促進
- ⑤健康、環境等の多分野と連携したサイクリングの魅力創出

(3) 安全・安心な環境づくり

- ①自転車通行空間の確保
- ②サイクリストの利便性向上（レスキュー体制の充実、気軽に使えるレンタサイクル等）
- ③サイクリストの交通ルールの遵守、マナー向上
- ④地域住民や自動車運転者の不安解消への取組

第3章 びわイチ推進施策の方向性

（条例：びわイチ推進条例）

1 びわイチのめざすべき姿（条例第11条第2項第1号関連）

サイクリスト、自動車等の運転者、歩行者、地域住民が互いに思いやり、理解し合い、共存する環境の中、誰もが安全で快適にびわイチを楽しみ、地域の豊かな自然や歴史、文化、食、人とのふれあい等を通じて、琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られている。

2 びわイチ推進施策に関する基本的な事項（条例第11条第2項第2号関連） ～重視すべき3つの視点～

(1) シガリズムの推進	(2) 安全への配慮	(3) 持続可能な観光の推進
びわイチの更なる磨き上げと発信を進め、国内外からの誘客およびリピーターの定着を図るとともに、県民自身も自転車で県内周遊を楽しめる環境づくりに取り組むことにより、シガリズムを推進します。	マナー向上や地域社会への配慮の機運を醸成しながら、誰もが気軽にびわイチを楽しめる環境づくりを進めます。 また、コロナ禍に対応した安全・安心な観光を推進します。	地域経済の活性化、歴史的遺産や生活文化への配慮、CO ₂ 等の温室効果ガス排出削減をはじめとしたMLGsの推進による環境への配慮、自転車を活用した健康の増進、社会貢献活動への参画の促進などに取り組むことにより、世界から選ばれる持続可能なサイクルツーリズムを推進します。

3 びわイチ推進施策の内容（条例第11条第2項第3号関連）

施策の柱	施策の方向性と内容
(1) 魅力向上と創出	①誘客の促進（条例第12条関連） （回復・変革期）長期滞在型の旅行商品の開発支援 → （成長期）長期滞在型の旅行商品の販売促進 → （成熟期）リピーターの定着促進 ○多様なニーズに対応した旅行商品の開発支援 ○自転車に関するスポーツ行事等の開催（サイクリング大会等） ○びわイチグッズの商品化に向けたアイデア募集・開発支援（地域の特産品等を活用した土産、弁当、サイクリングウェア等）
	②観光資源の活用（条例第13条関連） （回復・変革期）付加価値の高いツアー造成支援 → （成長期）訪日外国人旅行者向けツアーの普及促進 → （成熟期）多様なサイクルツーリズムの定着 ○地域の魅力を引き出す体験・交流型観光「シガリズム」の促進 ○地域の観光資源の活用 ○誰もが楽しめる自転車散策の推進
	③人材の育成等（条例第15条関連） （回復・変革期）関係事業者等の拡大およびネットワークづくり → （成長期）業種間連携を図る人材育成 → （成熟期）多様な分野における人材の拡大 ○びわイチ関係事業者、びわイチ推進関係団体の人材育成 ○多様な地域連携を図るサイクリングガイドの育成と活躍の機会づくり ○青少年をはじめとするびわイチ体験を応援する仕組みづくり
	④安全な利用に関する取組（条例第18条関連） （回復・変革期）好事例等の収集・紹介および啓発 → （成長期）マナーの定着促進 → （成熟期）サイクリストによる地域の交通安全への貢献 ○自転車のマナー向上への啓発・指導 ○歩行者・地域住民、自転車、自動車がお互いに思いやり道路を共有する機運の醸成 ○県民または学校等における自転車交通安全教室の実施 ○自転車損害賠償保険の加入促進
	⑤びわイチの日およびびわイチ週間（条例第20条関連） （回復・変革期）初心者向けイベントの開催 → （成長期）民間主体の多様なイベントの開催支援 → （成熟期）地域経済に貢献する民間主体のイベント開催 ○びわイチの日、びわイチ週間に向けた広報強化および機運醸成 ○サイクリングを安全かつ快適に楽しむ特設スポットの設置（エイドステーション、メンテナンスコーナー等） ○県民の健康増進につながるサイクリングの推進（親子サイクリング、アプリの活用等） ○多様なイベントの開催
(2) 受入環境整備	①道路環境の整備（条例第16条関連） （回復・変革期）自転車通行空間および案内表示の充実 → （成長期）安全・快適な自転車通行空間の拡大 → （成熟期）自転車通行空間の魅力アップ ○自転車通行空間の整備 ○案内看板・路面標示等の計画的な整備 ○県以外の道路管理者への必要な整備の要請
	②拠点施設等の整備（条例第17条関連） （回復・変革期）拠点施設等の設置促進 → （成長期）提供サービスの質の向上 → （成熟期）拠点施設等の相互連携サービス ○サイクルサポートステーションの設置促進 ○「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定・環境整備 ○ゲートウェイの機能充実（米原駅、大津港）【※ゲートウェイ：鉄道駅などにアクセスでき、レンタサイクル等の機能を備えた拠点】
	③サイクリストの利便性向上（条例第19条関連） （回復・変革期）サポート体制等の充実および情報提供 → （成長期）交通事業者等との多様な連携強化 → （成熟期）多様なサービスの相互連携 ○レンタサイクルのサービス・質の向上 ○観光客と地域をつなぐ場づくり ○サイクルレスキュー体制の充実（レスキュー拠点の充実等） ○交通事業者との連携（鉄道、船等） ○ストレスフリーな観光（マップ、アプリ等を活用した県内周遊の支援、フリーWi-Fiの整備等）
(3) 魅力発信	①魅力情報の発信（条例第14条関連） （回復・変革期）びわイチで巡る観光資源の情報発信 → （成長期）訪日外国人旅行者向け情報発信の強化 → （成熟期）民間による活発なびわイチ情報の発信 ○魅力を紹介する動画等の作成（自然・歴史・文化・食・交流等） ○国内外に向けた継続的な発信（ナショナルサイクルルートの魅力発信等）
(4) 推進体制強化	①推進体制の整備（条例第22条関連） （回復・変革期）県内の推進体制の強化、府県間交流の促進 → （成長期）国内外の関係機関との連携強化 → （成熟期）推進体制の強化・充実 ○国・市町・事業者等との連携（滋賀プラス・サイクル推進協議会の活性化等） ○大規模な自転車道等が所在する都道府県、市町村、関西広域連合等との連携 ○国関係団体および県・市町の姉妹州省・都市との連携

4 びわイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組（条例第11条第2項第4号関連）

①調査等（条例第21条関連）	○県民、サイクリストへのアンケート調査・公表（旅行動向や観光消費額など） ○アプリの走行データ解析・公表（びわイチ・県内周遊等） ○国内外の事例収集 ○数値目標の設定
----------------	--

（びわイチ、びわイチ・プラスコースの概要）

